

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年7月28日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、以下の理由から、本件処分を取り消すべきと主張しているものと解される。

障害年金が遡及支給されたのが平成31年2月であるにもかかわらず、本件処分は、その支給から約1年半経った令和2年7月に行われており、タイミングが遅すぎる。また、自動車運転免許取得費用が自立更生費として控除されないのはおかしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和3年9月14日 | 諮問 |
| 令和3年12月21日 | 審議（第62回第4部会） |
| 令和4年1月25日 | 審議（第63回第4部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年

4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。ただし、平成31年3月29日社援発0329第36号厚生労働省社会・援護局長通知による改正前のもの。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2(答)によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

また、問答集問13-4(答)によれば、発見月からその前々月の分であっても法63条の規定による返還として決定しても差し支えないとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

なお、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、も

って生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、当該定めには「④当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」等が挙げられている（当該費用を返還金額から控除することを、以下「自立更生免除」という。）。

もつとも、課長通知1・(2)によれば、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、課長通知1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる、とされている。また、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」（課長通知1・(2)・(ウ)）とされている。

ウ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11

－ 8 － 2（答）によれば、法 6 3 条による支給済み保護費の返還請求は、運用事例集問 1 1 － 1 6 に示されているとおり、5 年を限度として遡及して行うことができるとされている。これは、「過去 5 年間に支給した保護費が返還対象となる」という意味であり、5 年以前に資力の発生時点がある場合に、支給済み保護費の返還を求めることができないと解してはならないとされている。

- (4) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分の検討

- (1) 法 6 3 条の規定の適用

ア 本件において、次の事実が認められる。

処分庁は、請求人に対し、平成 1 8 年 1 1 月 9 日から保護を開始し、令和 2 年 8 月 1 日付けで保護を廃止した。請求人は、平成 1 3 年 2 月から障害基礎年金を受給するも、診断書未提出のため、平成 2 2 年 8 月から当該年金の支給が差し止められていた。そして、平成 3 1 年 2 月に上記差し止めが解除されたことに伴い、請求人に対し、平成 2 5 年 6 月から平成 3 0 年 1 1 月までの間に支給事由が生じた分が一括して遡及支給された（平成 2 2 年 8 月から平成 2 5 年 5 月までの支給分は 5 年の消滅時効で請求権が消滅している。国民年金法 1 0 2 条 1 項）。

なお、当該一括支給のうち、平成 3 0 年 1 0 月分及び 1 1 月

分の年金については、処分庁は、当該支給額を、同年10月及び11月の各月64,941円に分割して、それぞれ同年12月1日付け、平成31年1月1日付けで収入認定し、戻入により処理していることが認められる。

イ 以上の事実によれば、請求人において、平成25年6月から平成30年9月までの間、「急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けた」といえる。そして、上記期間のうち、法63条の規定に基づく返還請求権の消滅時効（5年。地方自治法236条1項）にかからない平成27年9月から平成30年9月までの間に請求人に過大に支給された保護費の範囲で返還金額を決定することになる。

(2) 過大に支給された保護費の額（返還対象額）

各返還対象月（平成27年9月から平成30年9月までの各月）における請求人の資力の額及び支給済保護費の額は別紙表のとおりである。

資力の額の算定に当たっては、運用事例集によれば、5年以前に資力の発生時点がある場合に、支給済み保護費の返還を求めることができないと解してはならないとされていることから（1・(3)・ウ）、本件における返還請求権の消滅時効の遡及限度である平成27年8月以前（平成25年6月から平成27年8月までの間）に支給事由が生じた年金遡及支給額については、平成27年9月の発生資力として扱うこととなる。

法令等に則ると、各返還対象月において過大に支給された保護費の額は、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合、支給済保護費に相当する額となり、資力総額が支給済保護費を下回る場合、資力総額に相当する額となる。

本件では、別紙表によれば、各返還対象月において過大に支給された保護費の額の合計は4,153,344円となることが認められる。

ところで、本件年金通知書によれば、年金遡及支給額は4, 283, 245円であり、このうち129, 882円は平成30年10月及び11月分支給額として各月64, 941円を収入認定しているため、返還対象となるのは4, 153, 363円(=4, 283, 245円-129, 882円)であると考えられる。本件処分において算定された返還対象額は4, 153, 344円であるところ、この差額19円は、遡及分年金額を月割りで認定したため、端数が生じたものとされている。このような端数処理は、結果として、請求人にとって有利な取扱いであり、かつ、処理方法としても不合理とまではいえないものである。したがって、以下、返還対象額は4, 153, 344円であることを前提として判断する。

(3) 自立更生免除

処分庁から聴取したところによれば、請求人は処分庁に対し、自動車運転免許の取得費用について、自立更生免除を認めてほしい旨事前に申し出たとのことであるから、当該費用が自立更生免除として認められるべきかを以下で検討する。

上記(1・(3)・イ)のとおり、自立更生免除を認めるには、対象の費用が、自立更生のためにやむを得ない用途に充てられるものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度でなければならない。また、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、厳格に対応することが求められるとされている(同)。なお、生業扶助における技能修得費として自動車運転免許取得費用を支給するには、免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限られるとされていることから(局長通知第7・8・(2)・ア・(キ)・b)、当該要件との均衡を図るべきと考える。

これを本件にみるに、一般論として、自動車運転免許を取得すれば就職で有利になる場合もあると思われるが、自動車運転免許

を保有していないと就職活動が著しく困難になるという社会的状況は認められない。

また、本件処分時以前に、請求人は、職員に対し、就職が決まった旨の報告を行っているが、当該就職先において、自動車運転免許の保有が雇用条件になっていたなどの事情は認められない。

さらに、本件検診書によれば、自動車運転免許の取得行為（筆記試験のための学習、実技試験のための訓練等）が請求人の病状に対して影響がないとは言い切れないとのことである。

以上の各事実からすると、処分庁が自動車運転免許の取得費用について、請求人の自立更生のために真にやむを得ないものであるとはいえないとして、当該費用について自立更生免除として認定できないと判断したことは妥当なものと認められる。

(4) 小括

上記(1)から(3)までによれば、処分庁は、平成27年9月から平成30年9月までの間に請求人に過大に支給された保護費（計4,153,344円）の範囲で返還金額を決定すべきところ、自立更生に係る控除額は0円であるから、法63条の規定に基づく返還決定額は4,153,344円であるとするのが相当である。

よって、これと同旨の結論を採る本件処分は、上記1の法令等に則った適正なものであるといえるのであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張している。

しかし、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりであり、また、障害基礎年金が遡及支給されてから本件処分がなされるまでの期間が多少長かったとしても、本件処分の取消事由となる事情とまでは認められない。なお、本件処分が対象とする返還対象月についても、法63条の規定に基づ

く費用返還請求権の消滅時効は5年（地方自治法236条1項）であると解され、本件処分時の前5年間分に支給された過払分の保護費については返還の対象であるから（上記2・(1)・イ）、本件処分の返還対象月を平成27年9月からとしたことに違法又は不当な点を認めることはできない。

また、自動車運転免許の取得費用の自立更生免除については、上記2・(3)のとおり、認定できない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）